

ID: 459

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市公共下水道事業受益者分担金条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第199号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業以外の公共下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく受益者分担金(以下「分担金」という。)を徴収するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第2条及び第5条の規定による。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の処理区域(以下「処理区域」という。)外に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者使用貸借主若しくは賃借人と当該土地所有者と協議して、当該土地に係る分担金の徴収を受ける者を定めた場合には、その者を受益者とみなすことができるものとする。</p> <p>(分担区の事業費の額)</p> <p>第5条 分担区の事業費の額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。</p> <p>(1) 終末処理場に係る事業(以下「処理場事業」という。)に要する費用の額に、当該分担区地積の全ての分担区の地積の合計に対する割合を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該分担区と他の分担区に共通する施設に係る事業(処理場事業を除く。)に要する費用の額に、当該分担区の地積の当該分担区当該地の分担区の地積の合計に対する割合を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該分担区における共通事業以外の事業に要する費用の額</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 2 年 7 月 1 日